

**【指定基準編】介護サービス事業者
自己点検表**
（介護予防）認知症対応型通所介護
（単独型・併設型・共用型）

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail	
法人の名称	
法人の代表者名	
管理者名	
主な記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日
（実地指導日）	令和 年 月 日

○基本事項

種別（該当種別に ☑）	☐ 単独型 ☐ 併設型 ☐ 共用型		
営業日			
営業時間		サービス提供時間	
利用定員	人	提供単位数	
単位ごとのサービス提供時間 （2 単位以上の場合記入）			

介護サービス事業者自己点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか、常に確認することが必要です。

そこで、松本市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自己点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自己点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

(1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。

(4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。

(「はい」又は「いいえ」のどちらかを消去する方法でも構いません。)

(5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください(判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。)

(6) この自主点検表は、指定認知症対応型通所介護事業の運営基準等を基調に作成していますが、指定認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定認知症対応型通所介護事業者の事業と指定介護予防認知症型通所介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防認知症型通所介護についても指定認知症対応型通所介護事業の運営基準等に準じて(指定認知症対応型通所介護を指定介護予防認知症型通所介護に読み替えて)一緒に自主点検してください。

なお、網掛け部分については、指定介護予防認知症対応型通所介護事業独自の運営基準です。

(7) 共用型認知症対応型通所介護は、目次において、「共通」・「共用型」の項目を確認し、点検をしてください。

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

条例	松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 24 年松本市条例第 47 号）
予防条例	松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 24 年松本市条例第 48 号）
法	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
施行令	介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
平 18 厚令 34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生省令第 34 号）
平 18-0331004 号	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老初第 0331004 号）
厚労省告示第 126 号	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令告示第 126 号）
平 27 厚労告 95	厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）
研修通知	「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331006 号・老振発第 0331006 号・老老発第 0331006 号）

4 提出先・問合せ

松本市 健康福祉部 福祉政策課
 〒390-8620 松本市丸の内 3 番 7 号
 松本市役所 東庁舎 2F
 TEL : 0263 (34) 3287 FAX : 0263 (34) 3204
 e-mail : fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp

介護サービス事業者自主点検表 目 次

項目	内容	担当者 確認欄
第 1	基本方針（共通）	
1	一般原則	
2	認知症対応型通所介護の基本方針	
3	介護予防認知症対応型通所介護の基本方針	
第 2	人員に関する基準	
4-1	従業者の員数等（単独型・併設型）	
4-2	従業者の員数等（共用型）	
5-1	管理者（単独型・併設型）	
5-2	管理者（共用型）	
6	勤務体制の確保等（共通）	
7-1	定員の遵守（単独型・併設型）	
7-2	定員の遵守（共用型）	
第 3	設備に関する基準（単独型・併設型）	
8	設備及び備品等	
9	指定介護予防認知症対応型通所介護の設備基準	
第 4	運営に関する基準（共通）	
10	内容及び手続の説明及び同意	
11	提供拒否の禁止	
12	サービス提供困難時の対応	
13	受給資格等の確認	
14	要介護認定等の申請に係る援助	
15	心身の状況等の把握	
16	居宅介護支援事業者等との連携	
17	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	
18	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	
19	居宅サービス計画等の変更の援助	
20	サービス提供の記録	
21	利用料等の受領	
22	保険請求のための証明書の交付	
23	指定認知症対応型通所介護の基本的取扱方針	
24	指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	
25	認知症対応型通所介護計画の作成	
26	利用者に関する市への通知	
27	緊急時等の対応	
28	管理者の責務	
29	運営規定	
30	業務継続計画の策定等	
31	非常災害対策	
32	衛生管理等	
33	掲示	
34	秘密保持等	
35	広告	
36	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	
37	苦情処理	
38	地域との連携等	
39	事故発生時の対応	
40	虐待の防止	
41	会計の区分	

4 2	記録の整備	
4 3	電磁的記録等	
4 4	介護職員等による喀痰吸引等について	
第 5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（共通）	
4 5	介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針	
4 6	介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	
第 6	変更の届出等（共通）	
4 7	変更の届出等	
第 7	業務管理体制の整備（共通）	
4 8	法令順守等の業務管理体制の整備	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
第 1 基本方針（共通）				
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか	はい・いいえ	法第 78 条の 3 第 1 項 条例第 3 条第 1 項 予防条例 第 3 条第 1 項	・運営規程 ・重要事項説明書
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 3 条第 2 項 予防条例 第 3 条第 2 項	
	③ 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 3 条第 3 項 予防条例 第 3 条第 3 項	
	④ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はい・いいえ	条例第 3 条第 4 項 予防条例 第 3 条第 4 項	
	※ 指定地域密着型サービスの提供に当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位で P D C A サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム（L I F E : Long-termcare Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。		平 18-0331004 号 第 3 の一の 4 の(1)	
2 認知症対応型通所介護の基本方針	指定認知症対応型通所介護事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていますか。	はい・いいえ	法第 78 条の 3 第 1 項 条例第 60 条 平 18 厚令 34 第 41 条	・運営規程
3 介護予防認知症対応型通所介護の基本方針	介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	はい・いいえ	予防条例第 4 条	
	※ 一般の通所介護と指定認知症対応型通所介護を同一の時間帯に同一の場所を用いて行うことについては、指定認知症対応型通所介護は対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、一般の通所介護と一体的な形で実施することは認められません。 指定認知症対応型通所介護を一般の通所介護と同じ事業所で同一の時間帯に行う場合には、例えばバーテーション等で間を仕切るなどにより、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要です。		平 18-0331004 号 第 3 の三の 1 の②	
第 2 人員に関する基準				
	〔単独型指定認知症対応型通所介護〕 以下の社会福祉施設等に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいいます。 ・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム ・病院、診療所 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・その他社会福祉法第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設 ・特定施設		平 18-0331004 号 第 3 の三の 2 の(1)の①	
	〔併設型指定認知症対応型通所介護〕 前記の社会福祉施設等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいいます。		平 18-0331004 号 第 3 の三の 2 の(1)の②	
	※ 「常勤」（用語の定義） 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 3 2 時間を下回る場合は週 3 2 時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 3 0 時間として取り扱うことが可能です。 また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。			
	※ 例えば、1 の事業者によって行われる通所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、通所介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。			

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	※ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の意義）原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（通所介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。ただし、認知症対応型通所介護については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものです。			
	※ ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。			
	※ 「常勤換算方法」（用語の定義） 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 3 2 時間を下回る場合は週 3 2 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。			
	※ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2 単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。ア 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護が同時に一定の距離を置いた 2 つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合 イ 午前と午後とで別の利用者に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合また、利用者ごとに策定した認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の認知症対応型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して認知症対応型通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。		平 18－0331004 号 第 3 の三の 2 の (1)の ③のイ	
	※ 8 時間以上 9 時間未満の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。		平 18－0331004 号 第 3 の三の 2 の (1)の ③のロ	
	※ 生活相談員、介護職員の人員配置については、当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準に定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものです。必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職種の従業者の員数は問いません。			
	※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。 従って、例えば、1 日のうちの午前の提供時間帯に利用者 1 0 人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者 1 0 人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合であって、それぞれの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の定員が 1 0 人である場合には、当該事業所の利用定員は 1 0 人、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれにおいて利用者の数 1 0 人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。		平 18－0331004 号 第 3 の三の 2 の (1)の ③のハ	
	※ 同一事業所で複数の単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。		平 18－0331004 号 第 3 の三の 2 の (1)の ③のニ	
4－1 従業者の員数等単独型・併設型	単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。	はい・いいえ	条例第 61 条 第 1 項第 1 号 予防条例第 5 条 第 1 項第 1 号 平 18 厚令 34 第 42 条第 2 号	・勤務表 ・サービス記録 ・雇用契約書 ・資格の確認書類 ・就業規則 ・賞金台帳等 ・利用者数及び利用者の所要時間が分かる書類
(1) 生活相談員	※ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものとしています。 ア 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者 ① 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ③ 社会福祉士 ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ⑤ ①から④と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者） イ これと同等以上の能力を有すると認められる者市では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています。		平 18－0331004 号 第 3 の三の 2 の (1)の ③のホ	
	※ 「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数（提供時間帯の時間数）」とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）をいいます。 例えば、1 単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を 6 時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数（勤務延時間数）を、提供時間帯の時間数である 6 時間で除して得た数が 1 以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず 6 時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。 また、例えば午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 6 時の 2 単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前 9 時から午後 6 時（正午から午後 1 時までを除く。）となり、提供時間帯の時間数は 8 時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず 8 時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。			

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	※ 認知症対応型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、認知症対応型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、 ・ サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間 ・ 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間 ・ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間（例えば、地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合、利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合）など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。 ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。			
	※ 生活相談員の事業所外での活動に関しては、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要があります。			
(2) 看護職員 又は介護職員	① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が１以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。	はい・いいえ	条例第 61 条 第 1 項第 2 号 予防条例第 5 条 第 1 項第 2 号 平 18 厚令 34 第 42 条第 1 項第 2 号	
	※ 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ① 看護師 ② 准看護師		平 18—0331004 号 第 3 の三の 2 の (1)の ③のハ	
	※ 看護職員・介護職員については、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに２人以上配置する必要がありますが、必ずしも看護職員を配置しなければならないものではありません。			
	※ 「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数」とは、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。			
	※ 「専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員又は介護職員は提供時間帯を通じて単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとします。			
	② 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、看護職員又は介護職員を常時１人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させていますか。	はい・いいえ	条例 第 61 条第 2 項 予防条例 第 5 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 42 条第 2 項	
	※ 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに看護職員又は介護職員を常時１人以上確保することとされていますが、これについては、看護職員又は介護職員が常に確保されるよう定めたものであり、例えば、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに確保すべき看護職員又は介護職員の勤務延時間数が提供時間帯の時間数に満たない場合であっても、常時１人以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。		平 18—0331004 号 第 3 の三の 2 の (1)の ③のハ	
	※ 看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができることから、例えば複数の単位の当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに看護職員又は介護職員が常に１人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。		平 18—0331004 号 第 3 の三の 2 の (1)の ③のハ	
(3) 機能訓練 指導員	① 機能訓練指導員を１人以上配置していますか。	はい・いいえ	条例第 61 条 第 1 項第 3 号 予防条例第 5 条第 1 項第 3 項 条例第 61 条第 5 項 予防条例 第 5 条第 5 項 平 18 厚令 34 第 42 条第 1 項第 3 号	
	※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができます。			
	② 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有していますか。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師 ク きゅう師	はい・いいえ	平 18—0331004 号 第 3 の三の 2 の (1)の ③のト	
	※ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。			

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	※ ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。			
(4) 常勤職員 の配置	生活相談員又は看護職員・介護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。 ● 事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数：【週 時間】	はい・いいえ	条例 第61条第6項 予防条例 第5条第6項 平18厚令34 第42条第2項第6号	
(5) 指定介護 予防認知 症対応型 通所介護 と一体的 に運営さ れている 場合の従 業者の員 数	単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第61条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができます。		予防条例 第5条第7項	
4－2 従業者の 員数等 【共用 型】	従業者の員数は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者、入居者又は入所者の数と、共用型認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の人員基準に規定される従業者の員数を満たすために必要な数以上としていますか。	はい・いいえ 該当なし	条例第64条 予防条例第8条 平18厚令34 第45条	
	※ 「共用型指定認知症対応型通所介護」とは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護をいいます。		平18－0331004号 第3の三の2の(2)の①	
	※ 利用者数の計算に当たっては、 ・2時間以上3時間未満 ・3時間以上4時間未満 ・4時間以上5時間未満 の報酬を算定している利用者 ⇒利用者数に2分の1を乗じて得た数 ・5時間以上6時間未満 ・6時間以上7時間未満 の報酬を算定している利用者 ⇒利用者数に4分の3を乗じて得た数 ・7時間以上8時間未満 ・8時間以上9時間未満 の報酬を算定している利用者 ⇒利用者数に1を乗じて得た数 として計算した全利用者の延べ数をもとに算出することとし、この計算により得た数をもとに算出します。		平18－0331004号 第3の三の2の(2)の②	
5－1 管理者 単独型・ 併設型	① 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	はい・いいえ	条例第62条第1項 予防条例第6条 平18厚令34 第43条	
	※ ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合		平18－0331004号 第3の三の2の(1)の④ のイ	
	② 管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。	はい・いいえ	平18－0331004号 第3の三の2の(1)の④ のロ	
5－2 管理者 【共用 型】	① 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	はい・いいえ	条例第66条 予防条例第10条 平18厚令34 第47条	
	※ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、次に掲げる職務に従事することができるものとする。 (1) 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等の職務(2) 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務かつ他の本体事業所等の職務			

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	※ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務に従事することができるものとする。 a 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事する場合 b 本体事業所等（基準第45条第1項に規定する本体事業所等をいう。以下④において同じ。）の職務に従事する場合 c 道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等（本体事業所等を除く。）がある場合に、当該他の事業所、施設等の職務に従事する場合（この場合、他の事業所、施設等の事業の内容は問われないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。 d a及びbのいずれにも該当する場合 e b及びcのいずれにも該当する場合		平18-0331004号 第3の三の2の(2)の④のイ	
	※ 管理者は、その資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113号告示第2号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は、具体的には地域密着研修通知1の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。			
	② 管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。	はい・いいえ	平18-0331004号 第3の三の2の(2)の④のロ	
6 勤務体制 の確保等	① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	はい・いいえ	条例第80条（準用第59条の13） 予防条例 第28条第1項 平18-0331004号 第3の三の3の(8) （第3の二の二の3の(6)準用）	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約
	※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との業務関係等を明確にしてください。			
	② 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。	はい・いいえ	条例第80条（準用第59条の13） 予防条例 第28条第2項 平18厚令34第61条 （準用第3条の30第2項）	
	※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。		平18-0331004号（準用第3の二の二の3の(6)の②）	
	③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	条例第80条（準用第59条の13） 予防条例 第28条第3項 平18厚令34第61条 （準用第3条の30第4項）	・研修計画 ・研修に係る資料
	※ その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。			
	※ 当該規定は、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 また、介護サービス事業主に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者としてとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 指定認知症対応型介護事業所は、医療・福祉関係資格を有さない全ての認知症対応型通所介護従業者にに対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。		平18-0331004号（準用第3の二の二の3の(6)の③）	
	④ 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第80条（準用第59条の13） 予防条例 第28条第4項 平18厚令34第61条 （準用第3条の30第5項）	・ハラスメントに関する方針 ・従業者に周知・啓発していることがわかる資料 ・相談対応担当者 ・従業者に周知していることがわかる資料

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 α 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 β 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じよう努められたい。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの着しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。 （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html） 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。			
7－1 定員の遵守 単独型・併設型	① 利用定員は、12 人以下としていますか。	はい・いいえ	条例第 61 条第 4 項 予防条例 第 5 条第 4 項 平 18 厚令 34 第 42 条 第 4 項	
	② 利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行っていませんか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用 第 59 条の 14） 予防条例第 29 条 平 18 厚令 34 第 61 条 （準用第 31 条）	・利用者名簿 ・運営規程
	※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。			
	※ 認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該介護予防認知症対応型通所介護における利用者は、当該認知症対応型通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めます。			
7－2 定員の遵守 【共用型】	① 共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ⇒共同生活住居ごとに 1 日当たり 3 人以下 ・地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設 ⇒施設ごとに 1 日当たり 3 人以下 ・ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 ⇒ユニットごとに、入居者の数と利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数としていますか。	はい・いいえ	条例第 65 条 予防条例第 9 条 平 18 厚令 34 第 46 条	
	※ 1 日当たりの利用定員とは、共同生活住居、施設又はユニットごとに、1 日の同一時間帯に受け入れることができる利用者の数の上限です。 したがって、半日しか利用しない者がいる場合は、1 日の利用延べ人数は当該利用定員を超えることもあります。		平 18—0331004 号 第 3 の三の 2 の (2) の ③	
第 3 設備に関する基準（単独型・併設型）				
8 設備及び備品等	① 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。	はい・いいえ	法第 78 条の 4 第 2 項 条例 第 63 条第 1 項 予防条例 第 7 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 44 条 第 1 項	・平面図 ・設備、備品台帳
	② 設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。	はい・いいえ	条例 第 63 条第 3 項 予防条例 第 7 条第 3 項 平 18 厚令 34 第 44 条 第 3 項	
	※ 利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。			
	※ 利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあつては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたもの（鍵付キャビネット等）が望ましいです。			
(1) 食堂及び	食堂と機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。	はい・いいえ	条例第 63 条 第 2 項第 1 号 7	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
機能訓練室	※ 狭隘（きょうあい）な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではありません。ただし、認知症対応型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な認知症対応型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではありません。		予防条例第7条第2項第1号7 平18－0331004号 第3の3の2の(1)の⑤のハ 条例第63条 第2項第1号イ 予防条例第7条 第2項第1号イ 平18厚令34第44条 第2項第1号	
	※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。			
	※ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能です。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えありません。 イ 当該部屋等において、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。 ロ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。		平18－0331004号 第3の3の2の(1)の⑤の二	
	※ 玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がありませんが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能です。			
	※ 設備を共用する場合、基準条例において、指定認知症対応型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めること。			
(2) 相談室	相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか	はい・いいえ	条例第63条 第2項第2号 予防条例第7条 第2項第2号 平18厚令34第44条 第2項第2号	
	※ 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されていること。			
(3) 消火設備等	消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。	はい・いいえ	平18－0331004号 第3の3の2の(1)の⑤のロ	
(4) 宿泊サービスを提供する場合	① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供以外の目的で、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長に届け出ていますか。	はい・いいえ	条例第63条 第4項 予防条例 第7条第4項	・宿泊サービスの事業の開始届等
	② 宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を長野県（長野県社会福祉協議会）に報告していますか。	はい・いいえ	平18-0331004号 第3の3の2の(1)の⑤のホ	
	③ 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。	はい・いいえ		
	④ 「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」に沿って、宿泊サービスの提供はされていますか。	はい・いいえ		
	※ 届出の様式等は、松本市ホームページ（宿泊サービス（ナイトケア事業、お泊りデイ）の届出について）を参照してください。			
9 指定介護 予防認知 症対応型 通所介護 の設備基 準	単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されていますか。	はい・いいえ	予防条例 第7条第5項	
	※ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができます。			
第4 運営に関する基準（共通）				
10 内容及び 手続きの 説明及び 同意	① サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	法第78条の4第2項 条例第80条(第9条第1項準用) 予防条例第11条第1項 平18厚令34第61条 (準用第3条の7)	・重要事項説明書 ・利用申込書（契約書等） ・同意に関する記録 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等		平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の(8)(第 3 の一の 4 の(2)の①準用)	
	② わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ていますか。	はい・いいえ		
	③ 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、①の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供していますか。（この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。）	はい・いいえ 該当なし	条例第 80 条(準用第 9 条第 2 項) 予防条例第 11 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 61 条(準用第 3 条の 7 第 2 項)	
	(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された①に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)			
	(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調整するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法			
	※③に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。			
	※「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。			
1 1 提供拒否 の禁止	※ 重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) ③に規定する方法のうち事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式			
	※ 上記承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。			
	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	はい・いいえ	条例第 80 条 (第 10 条準用) 予防条例第 12 条 平 18 厚令 34 第 61 条 (準用第 3 条の 8)	・要介護度の分布が分かる資料
1 2 サービス 提供困難 時の対応	※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。			
	※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の(8)(第 3 の一の 4 の(3)準用)	
1 3 受給資格 等の確認	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条 (第 11 条準用) 予防条例第 13 条 平 18 厚令 34 第 61 条 (準用第 3 条の 9)	
1 4 要 介 護 認	① サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条(第 12 条第 1 項準用) 予防条例第 14 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 61 条(準用第 3 条の 10)	・利用者に関する記録
	② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条(第 12 条第 2 項準用) 予防条例第 14 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 61 条(準用第 3 条の 10)	
1 4 要 介 護 認	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていな	はい・いいえ	条例第 80 条(第 13 条第 1 項準用)	・利用者に関する記録

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
定等の申請に係る援助	い場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ② 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。		予防条例 第 15 条第 1 項	
１５ 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（第 13 条第 2 項準用） 予防条例 第 15 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 61 条（準用第 3 条の 11）	・サービス担当者会議の要点
１６ 居宅介護支援事業者等との連携	① サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 ② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（第 15 条第 1 項準用） 予防条例 第 17 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 61 条（準用第 3 条の 13）	・情報提供に関する記録 ・指導、連絡等の記録
１７ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 6 5 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（第 16 条準用） 予防条例第 18 条 平 18 厚令 34 第 61 条（準用第 3 条の 14）	
１８ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（第 17 条準用） 予防条例第 19 条 平 18 厚令 34 第 61 条（準用第 3 条の 15）	・居宅サービス計画書 ・認知症対応型通所介護計画書
１９ 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、認知症対応型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	はい・いいえ	条例第 80 条（第 18 条準用） 予防条例第 20 条 平 18 厚令 34 第 61 条（準用第 3 条の 16） 平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の⑧（第 3 の一の 4 の⑩準用）	・認知症対応型通所介護計画書
２０ サービスの提供の記録	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 ※ 記載事項は、次に掲げるものが考えられます。 ア サービスの提供日、提供時間、提供者の氏名 イ サービスの内容、送迎時間、利用者の心身の状況 ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項 ② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。 ※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、２年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	条例第 80 条（第 20 条第 1 項準用） 予防条例第 21 条 平 18 厚令 34 第 61 条（準用第 3 条の 18） 平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の⑧（第 3 の一の 4 の⑫準用）	・サービス提供票、別表 ・業務日誌
２１ 利用料の受領	① 法定代理受領サービスに該当する認知症対応型通所介護についての利用者負担として、利用申込者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、地域密着型サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）の 1 割、2 割又は 3 割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 ② 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしています	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 59 条の 7） 予防条例 第 22 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 61 条（準用第 3 条の 19） 条例第 80 条（準用第 59 条の 7） 予防条例 第 22 条第 2 項平 18 厚	・サービス提供票、別表 ・領収書控 ・運営規程 ・重要事項説明書 ・車両運行日誌 ・説明文書 ・同意に関する記録

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	か。		令 34 第 61 条 (準用第 3 条の 19)	
	※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。		平 18-0331004 号第 3 の三の 3 の(8)(第 3 の一の 4 の(13準用)	
	※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。			
	③ ①②の支払を受ける額のほか、次の費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。 ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額を超える費用 ウ 食事の提供に要する費用 エ おむつ代 オ 指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	はい・いいえ	条例第 80 条 (準用第 59 条の 7) 予防条例第 22 条第 3 項 平 18 厚令 34 第 61 条 (準用第 24 条)	
	※ 保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認められません。		平 18-0331004 号第 3 の二の二の(1)の②のホ	
	④ 上記オの費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号)に沿って適切に取り扱われていますか。	はい・いいえ	平 12 老企 54	
	⑤ ③ア～オの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条 (準用第 59 条の 7) 予防条例第 22 条第 5 項 平 18 厚令 34 第 61 条 (準用第 24 条)	
	⑥ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令(施行規則第 65 条)で定めるところにより、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法第 42 条の 2 第 9 項 (法第 41 条第 8 項準用)	
	⑦ ⑥の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第 42 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定認知症対応型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定認知症対応型通所介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はい・いいえ	施行規則第 65 条の 5 (施行規則第 65 条準用)	
	※ 医療控除の対象となる利用者(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者)の領収証には、医療費控除の額(介護保険対象分の自己負担額)及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 [参考] 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成 12 年 6 月 1 日老発第 509 号、平成 25 年 1 月 25 日事務連絡			
	※ 平成 24 年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。医療系サービスを併せて利用しない通所介護において、介護福祉士等による喀痰吸引が行われた場合は、当該サービスの自己負担額(介護保険対象分)の 10%が医療費控除の対象となります。この場合、該当する利用者の領収証には、医療費控除の額(介護保険対象分の自己負担額の 10%)及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載としないようご注意ください。			
2 2 保険請求のための証明書の交付	法定代理受領サービス以外のサービス利用料の支払いを受けた場合は提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	条例第 80 条 (準用第 22 条) 予防条例第 23 条 平 18 厚令 34 第 61 条 (準用第 3 条の 20)	・サービス提供証明書 控
2 3 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	① 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい・いいえ	条例第 69 条第 1 項 予防条例第 41 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 50 条	・認知症対応型通所介護計画書 ・居宅サービス計画書
	② 自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	条例第 69 条第 2 項 予防条例第 41 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 50 条	・自己評価基準等
2 4 指定認知症対応型通所介護の具体的	① 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	はい・いいえ	条例第 70 条第 1 号 予防条例第 42 条 平 18 厚令 34 第 51 条	・モニタリングの記録 ・報告の記録
	② 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	はい・いいえ	条例第 70 条第 2 号 予防条例第 42 条 平 18 厚令 34 第 51 条	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
取扱方針	③ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第 70 条第 3 号 予防条例第 42 条 平 18 厚令 34 第 51 条	
	※ 認知症対応型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された認知症対応型通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。		平 11 老企 25 第三の六の 3 の (2) の ①	
	④ 従業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 70 条第 4 号 予防条例第 42 条 平 18 厚令 34 第 51 条	
	※ 「サービスの提供方法等」とは、認知症対応型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含みます。		平 18—0331004 号 第 3 の三の 3 の (2) の ④	
	⑤ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。	はい・いいえ	条例第 70 条第 5 号 予防条例第 42 条 平 18 厚令 34 第 51 条	
	⑥ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努めるとともに、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ	条例第 70 条第 6 号 予防条例第 42 条 平 18 厚令 34 第 51 条	
	※ 身体的拘束等の記録は、5 年間保存しなければなりません。【市独自】		条例第 79 条第 2 項第 3 号 予防条例第 40 条第 2 項 第 3 号	
	⑤ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 70 条第 7 号 予防条例第 42 条 平 18 厚令 34 第 51 条	
	⑥ 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。	はい・いいえ	条例第 70 条第 8 号 予防条例第 42 条 平 18 厚令 34 第 51 条	
	※ 認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。 ア あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置づけられていること。 イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。		平 11 老企 25 第三の六の 3 の (2) の ⑤	
25 認知症対応型通所介護計画の作成	① 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成していますか。	はい・いいえ	条例第 71 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 52 条	・認知症対応型通所介護計画書 ・居宅サービス計画書 ・利用者の記録
	※ 認知症対応型通所介護計画については、認知症介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。		平 18—0331004 号 第 3 の三の 3 の (2) の ①	
	※ 認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者が修了すべき研修（認知症介護実践者研修）を修了していることが望ましいです。		平 18—0331004 号 第 3 の三の 3 の (2) の ② 研修通知 1	
	※ 認知症対応型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。		平 18—0331004 号 第 3 の三の 3 の (2) の ③	
	② 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	はい・いいえ	条例 第 71 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 52 条	
	※ 認知症対応型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該認知症対応型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		平 18—0331004 号 第 3 の三の 3 の (2) の ④	
	③ 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	条例第 71 条第 3 項 平 18 厚令 34 第 52 条	
	※ 認知症対応型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。			
	④ 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	条例 第 71 条第 4 項 平 18 厚令 34 第 52 条	
	※ 交付した認知症対応型通所介護計画は、2 年間保存しなければなりません。		条例第 79 条第 2 項第 1 号 予防条例 第 40 条第 2 項	
	⑤ それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 71 条第 5 項 平 18 厚令 34 第 52 条	
	⑥ 認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。	はい・いいえ	平 18—0331004 号 第 3 の三の 3 の (2) の ⑥	
	⑦ 指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型通所介護計画を提供することに協力するよう努めています	はい・いいえ	平 18—0331004 号 第 3 の三の 3 の (2) の ⑦	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	か。			
	※ 居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。			
26 利用者に 関する市 への通知	認知症対応型通所介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしに通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	はい・いいえ	条例第80条 (準用第28条) 予防条例第24条 平18厚令34第61条 (準用第3条の26)	・市町村に送付した通知に係る記録
	※ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせる等した者については、市町村が既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができるに鑑み、指定通所介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。			
27 緊急時等 の対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第80条 (準用第53条) 予防条例第25条 平18厚令34第61条 (準用第3条の27)	・連絡体制に関する書類
28 管理者の 責務	① 管理者は、当該事業所の従業員の管理及びサービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい・いいえ	条例第80条(準用第59条の11) 予防条例第26条第1項 平18厚令34第61条 (準用第3条の28)	・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務報告書
	② 管理者は、当該事業所の従業員に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ	条例第80条(準用第59条の11) 予防条例第26条第2項 平18厚令34第61条 (準用第3条の28)	
29 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業員の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定認知症対応型通所介護の利用定員 オ 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 個人情報の取扱い サ 地域との連携等 シ 虐待の防止のための措置に関する事項 ス その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	条例第73条 予防条例第27条 平18厚令34第61条 (準用第3条の29) 平18—0331004号第3 の3の3の(3)	・重要事項説明書
30 業務継続 計画 の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第80条 (準用第32条の2第1項) 予防条例第28条の2 平18厚令34第61条	・業務継続計画

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
3 1 非常災害 対策	※ 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。		(準用第3条の30の2)	
	※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携		平18－0331004号 (準用第3の2の2の3の(7)の②)	
	② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい・いいえ	条例第80条(準用第32条の2第2項) 予防条例第28条の2 平18厚令34第61条 (準用第3条の30の2)	・研修及び訓練の記録
	※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		平18－0331004号（準用第3の2の2の3の(7)の③） 平18－0331004号 (準用第3の2の2の3の(7)の④)	
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	条例第80条(準用第32条の2第3項) 予防条例第28条の2 平18厚令34第61条 (準用第3条の30の2)	
3 1 非常災害 対策	① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	はい・いいえ	条例第80条（準用第59条の15第1項） 予防条例第30条 平18厚令34第61条 (準用第32条)	・消防計画 ・避難訓練等の実施記録
	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。		平18-0331004号 (準用第3の2の2の3の(8)の①)	
	関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底を図るとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。		社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き	
3 1 非常災害 対策	② 常時30人以上の事業所において、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火管理業務を行っていますか。常時30人未満の事業所においても、防火管理についての責任者を定めていますか。 防火管理者の届出： 平成・令和 年 月 日 防火管理者（責任者）： 職名・氏名 消防計画の届出： 平成・令和 年 月 日	はい・いいえ		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類																		
	※ 防火管理者が異動等で欠けた場合は、直ちに新たな有資格者を選任し、所轄消防署に届出をしてください。 ※ 防火管理者の業務 ① 消防計画の作成、届出 ② 消火・通報及び避難訓練実施 ③ 消防用設備等の点検及び整備(業者の行う点検とは別) ④ 火気使用又は取扱に関する監督 ⑤ その他防火管理に関する指導、研修等 ※ 消防計画に記載されている氏名等に変更があった場合は速やかに変更し、所轄消防署の指導により届出をしてください。 ※ 増改築を行った場合は、変更届を提出してください。 ※ 消防計画は、消防法等で定める内容のほかに、地震防災応急計画を含めて作成してください。(昭和 55 年社施第 5 号厚生省通知) ※ 消防法に基づく「消防計画」とどまらず、松本市地域防災計画に基づき、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」を作成してください。																					
	③ 消防用設備等の点検を定期的に行っていますか。 また、カーテン、じゅうたん等は防災性能を有するものとなっていますか。	はい・いいえ																				
	※ 消防法令を遵守し、必要な届出をしているか、設備が備えられているか、その他危険な箇所等が無い点検してください。 ※ 消防署から指導があった事項は速やかに対応してください。																					
	④ 消防用設備は、専門業者による定期的な点検を行い届出していますか。 ◎点検年月日(年 2 回実施) 平成・令和 年 月 日 異常: あり・なし 平成・令和 年 月 日 異常: あり・なし ◎直近の消防署届出年月日: 平成・令和 年 月 日	はい・いいえ																				
	※ 専門業者の点検が年 2 回必要です。年 1 回(総合点検時)消防署に届出が必要です。(届出の控えを保管してください)。 ※ 点検後の結果については、管理者等まで供覧してください。 ※ 補修を要する箇所等がある場合、すみやかに補修を依頼してください。 ※ 宿直者や夜間勤務者が夜間等における災害発生時に的確に対応できるよう、受信機等は適切な場所に設置してください。 ※ 避難器具は、避難に際して容易に利用できるか、階段、避難口等から適当な距離か、使用するのに安全な構造にしてください。 ※ 誘導灯や誘導標識は、避難に際し必要な所に設けてください。																					
	⑤ スプリンクラーヘッド直下又は周囲には空間を確保していますか。	はい・いいえ 該当なし																				
	※ 標準型ヘッドの場合、直下 45cm、水平 30cm 以上空間を確保してください。エレクトリックパイプシャフト(EPS)など、スプリンクラーの設備がない空間に書類や物品を保管するなど倉庫代わりに使用しないでください。																					
	⑥ 消防計画等を職員に周知していますか。	はい・いいえ																				
	※ 消防計画を職員に配布したり、見えやすいところに掲示してください。また、緊急連絡網は、職員に異動があった場合には、そのつど整備し、職員に周知してください。																					
	⑦ 職員間の非常時の際の連絡・避難体制は確保されていますか。	はい・いいえ																				
	※ 避難場所の確保、避難方法等マニュアルなどで周知徹底してください。 ※ 浸水等風水害時の対応についての体制を整備してください。(洪水ハザードマップが配布されている場合は参考にしてください。) ※ 「土砂災害警戒区域」、「地すべり危険箇所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・避難体制について市町村と十分な調整を行ってください。																					
	⑧ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	はい・いいえ																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>前年度 年月日</th><th>当年度 年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難訓練実施日</td><td>① ② (うち夜間想定)</td><td>① ② (うち夜間想定)</td></tr> <tr> <td>消火訓練実施日</td><td>① ② (うち夜間想定)</td><td>① ② (うち夜間想定)</td></tr> <tr> <td>通報訓練実施日</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>自衛消防避難訓練通知書の届出日</td><td>① ②</td><td>① ②</td></tr> <tr> <td>消防署立会</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </tbody> </table>	項目	前年度 年月日	当年度 年月日	避難訓練実施日	① ② (うち夜間想定)	① ② (うち夜間想定)	消火訓練実施日	① ② (うち夜間想定)	① ② (うち夜間想定)	通報訓練実施日			自衛消防避難訓練通知書の届出日	① ②	① ②	消防署立会	有・無	有・無			
項目	前年度 年月日	当年度 年月日																				
避難訓練実施日	① ② (うち夜間想定)	① ② (うち夜間想定)																				
消火訓練実施日	① ② (うち夜間想定)	① ② (うち夜間想定)																				
通報訓練実施日																						
自衛消防避難訓練通知書の届出日	① ②	① ②																				
消防署立会	有・無	有・無																				
	※ 消火訓練と避難訓練は、消防機関に訓練実施計画を届出の上、それぞれ年間 2 回以上実施してください。 ※ 入所施設は、そのうち 1 回以上は、夜間または夜間を想定した訓練を実施してください。 ※ 通報訓練は、年 1 回以上は実施してください。 ※ 消防署と相談し、できるだけ年 1 回以上は消防署の立会・指導を得るようにしてください。																					

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	⑨ 利用者の避難時の態様、職員の反省点などを含め、訓練の記録を作成し、次の訓練等に活用していますか。	はい・いいえ		
	※ 訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利用者の行動・様子などを含め訓練の都度実施記録を作成し、次回以降の訓練の参考にしてください。特に、夜勤専門の職員がいる場合は、夜間又は夜間想定の際に可能な限り参加させ、他の職員との役割分担を明確にする必要があります。			
	⑩ 利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。	はい・いいえ		
	〔備蓄物資例〕 1 非常用食料（老人食等の特別食を含む） 2 飲料水 3 常備薬 4 介護用品（おむつ、尿とりパッド等） 5 照明器具 6 熱源 7 移送用具（担架・ストレッチャー等） 8 仮設トイレ等 9 発電機 等			
3 2 衛生管理 等	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 59 条の 16） 予防条例 第 31 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 61 条 （準用第 33 条）	・水質検査等の記録 ・受水槽、浴槽等の清掃記録 ・衛生管理マニュアル ・感染症対策マニュアル等
	② 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 59 条の 16） 予防条例 第 31 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 61 条 （準用第 33 条） 平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の 5)	
	※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。			
	(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 59 条の 16 第 2 項第 1 号） 予防条例 第 31 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 61 条 （準用第 33 条）	・委員会開催の記録
	イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。			
	(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 59 条の 16 第 2 項第 2 号） 予防条例 第 31 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 61 条 （準用第 33 条）	・指針
	ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。		平 18-0331004 号 （準用第 3 の二の 3 の (9) の ② のロ）	
	(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 59 条の 16 第 2 項第 3 号） 予防条例 第 31 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 61 条 （準用第 33 条）	・研修及び訓練の記録

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		平 18-0331004 号 （準用第 3 の二の二の 3 の(9)の②のハ）	
３３ 掲示	① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	はい・いいえ	条例第 80 条 （準用第 34 条） 予防条例第 32 条 平 18 厚令 34 第 61 条 （準用第 3 条の 32）	
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等をいいます。			
	※ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。			
	※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。			
	② 重要事項を法人や事業所のホームページや介護サービス情報公表システム等のウェブサイトに掲載していますか。	はい・いいえ	条例第80条（第34条準用） 予防条例第 32 条 平18厚令34 第61条（第3条の32準用）	
３４ 秘密保持等	① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条 （準用第 35 条第 1 項） 予防条例第 33 条第 1 項 平18厚令34 第 61 条（第 3 条の 33 準用）	・従業員との取り決め ・利用者又は家族の同意書
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。			
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 35 条第 2 項） 予防条例 第 33 条第 2 項 平18厚令34 第 61 条（第 3 条の 33 準用）	
	※ 従業者が、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。		平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の(8)(準用第 3 の一の 4 の(26)②)	
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 35 条第 3 項） 予防条例 第 33 条第 3 項 平18厚令34 第 61 条（第 3 条の 33 準用）	
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の(8)(準用第 3 の一の 4 の(26)の③)	
	④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（H29.4.14）」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	はい・いいえ		
	※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。			
	※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。 イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表すること。 ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること。 エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと。 オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと。 カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。		個人情報の保護に関する法律(平 15 年法律第 57 号)	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平 29. 4. 14 厚労省） 本ガイダンスでは、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要があります。			
３５ 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないませんか。	はい・いいえ	条例第 80 条 （準用第 36 条） 予防条例第 34 条 平 18 厚令 34 第 61 条（第 3 条の 34 準用）	
３６ 居宅介護 支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい・いいえ	条例第 80 条 （準用第 37 条） 予防条例第 35 条 平 18 厚令 34 第 61 条（第 3 条の 35 準用）	
３７ 苦情処理	① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 38 条第 1 項） 予防条例第 36 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 61 条（第 3 条の 36 準用）	・運営規程・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町村への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書
	※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示すること。 オ ウェブサイトに掲載すること等。		平 18－0331004 号 第 3 の三の 3 の 8) (第 3 の一の 4 の (28) ① 準用)	
	② ①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 38 条第 2 項） 予防条例第 36 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 61 条（第 3 条の 36 準用） 条例第 79 条第 2 項第 5 号 予防条例第 40 条第 2 項第 5 号	
	※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。			
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。			
	※ 苦情の内容等の記録は、5 年間保存しなければなりません。【市独自】			
	③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 38 条第 3 項） 予防条例第 36 条第 3 項 平 18 厚令 34 第 61 条（第 3 条の 36 準用）	
④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 38 条第 4 項） 予防条例第 36 条第 4 項 平 18 厚令 34 第 61 条（第 3 条の 36 準用）		
⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 38 条第 5 項） 予防条例第 36 条第 5 項 平 18 厚令 34 第 61 条（第 3 条の 36 準用）		
⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 38 条第 6 項） 予防条例第 36 条第 6 項 平 18 厚令 34 第 61 条（第 3 条の 36 準用）		
３８ 地域との連携等	① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 59 条の 17） 予防条例第 39 条 平 18 厚令 34 第 61 条（第 3 条の 37 準用）	・運営推進会議議事録・同意書（テレビ電話等を活用する場合）
	※ 運営推進会議 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）			
	※ 運営推進会議は事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。			
	※ 「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。			

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この①において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。			
	※ 指定認知症対応型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。		平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の 8(準 用第 3 の二の二の 3 の (10)の①)	
	※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。			
	② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用 第 59 条の 17） 予防条例第 39 条 平 18 厚令 34 第 61 条 （第 3 条の 37 準用）	
	※ 運営推進会議における報告等の記録は、2 年間保存しなければなりません。			
	③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を 行う等の地域との交流を図っていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用 第 59 条の 17） 予防条例第 39 条 平 18 厚令 34 第 61 条 （第 3 条の 37 準用）	
	※ 指定認知症対応型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。		平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の 8(準 用第 3 の二の二の 3 の (10)の③)	
	④ 事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 80 条（準用 第 59 条の 17） 予防条例第 39 条 平 18 厚令 34 第 61 条 （第 3 条の 37 準用）	
	※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。			
	⑤ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護を提供するよう努めていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 80 条（準用 第 59 条の 17） 予防条例第 39 条 平 18 厚令 34 第 61 条 （第 3 条の 37 準用）	
3 9 事故発生 時の対応	① 利用者に対するサービスの提供（夜間及び深夜に指定認知症対応型通所介護以外のサービス提供も含む）により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 80 条（準用第 59 条の 18） 予防条例 第 37 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 61 条 （第 3 条の 38 準用）	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書 ・損害賠償関係書類 ・再発防止検討記録
	※ 事故が発生した場合の対応方法は、事業者があらかじめ定めておくことが望まれます。		平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の 8(第 3 の一の 4 の 30)①準 用)	
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（準用第 59 条の 18） 予防条例 第 37 条第 2 項 平 18 厚令 34 第 61 条 （第 3 条の 37 準用）	
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 80 条（準用第 59 条の 18） 予防条例 第 37 条第 3 項 平 18 厚令 34 第 61 条 （第 3 条の 37 準用）	
	※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。		平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の 8(第 3 の一の 4 の 30)②準 用)	
	④ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい・いいえ	平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の 8(第 3 の一の 4 の 30)③準 用)	
	⑤ 夜間及び深夜に認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合、当該サービスにより事故が発生した際は、上記同様の対応を行っていますか。	はい・いいえ 該当なし	条例第 80 条（準用第 59 条の 18） 予防条例 第 37 条第 4 項 平 18 厚令 34 第 61 条 （第 35 条準用）	
4 0 虐待の防 止	①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	条例第 80 条（第 40 条 の 2 第 1 号準用） 予防条例 第 37 条の 2 平 18 厚令 34 第 61 条（第 3 条の 38 の 2 準用）	検討委員会議事録

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	※検討項目 ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること ・虐待の防止のための指針の整備に関すること ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に 関すること ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		平 18—0331004 号 第 3 の二の二の 3 の (12)	
	② 虐待の防止のための指針を整備していますか。 ※盛り込むべき項目 ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項	はい・いいえ	条例第 80 条(第 40 条 の 2 第 2 号準用) 予防条例 第 37 条の 2 平18厚令34 第61条 (第3条の38の2 準用) 平 18—0331004 号第 3 の二の二の 3 の(12)	虐待防止のための指針
	③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。 ※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問入浴介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問入浴介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年 1 回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は事業所内での研修で差し支えありません。	はい・いいえ	条例第 80 条(第 40 条 の 2 第 3 号準用) 平18厚令34 第61条 (第3条の38の2 準用) 平 18—0331004 号第 3 の二の二の 3 の(12)	虐待防止のための研修 記録
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。	はい・いいえ	条例第 80 条(第 40 条 の 2 第 4 号準用) 平18厚令34 第61条 (第3条の38の2 準用) 平 18—0331004 号第 3 の二の二の 3 の(12)	辞令等
	※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は従業者に周知徹底を図る必要があります。 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること			
	⑤ 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか	はい・いいえ	高齢者虐待 防止法第 5 条第 1 項 高齢者虐待 防止法第 2 条第 4 項、 第 5 項	
	【養護者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に該当する行為】 ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。） ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 養護者又は高齢者の親族が（要介護施設従事者等が）当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。			
	⑥ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。	はい・いいえ 事例なし	高齢者虐待 防止法 第 7 条、第 1 項、第 21 条第 1 項	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	⑦ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法 第 20 条	
	※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、通所介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 ・虐待の未然防止 指定通所介護事業所は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供に当たる必要があり、第 3 条の一般原則に位置付けられており、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・虐待等の早期発見 指定通所介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいものです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定通所介護事業者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。			
4 1 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい・いいえ	条例第 80 条 (準用第 41 条) 予防条例第 38 条 平 18 厚令 34 第 61 条（第 3 条の 39 準用）	・会計関係書類
	認知症対応型通所介護事業と介護予防認知症対応型通所介護事業も区分が必要ですか。区分していますか。	はい・いいえ	平 18-0331004 号 第 3 の三の 3 の(8)(第 3 の一の 4 の(32)準用)	
	※ 明確に区分することが困難な勘定科目については、合理的な按分方法によって算出しても構いません。			
	※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 10 日 老計第 8 号） イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成 13 年 3 月 28 日 老振発第 18 号） ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 29 日 日老高発第 0329 第 1 号）			
4 2 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい・いいえ	条例第 79 条第 1 項 予防条例第 40 条第 1 項	・認知症対応型通所介護計画書 ・サービス提供記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の記録 ・事故の記録
	利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間（エ及びオは 5 年間）保存していますか。	はい・いいえ	条例第 79 条第 2 項 予防条例第 40 条第 2 項 【独自基準（市）】	
	※ 保存しなければならない記録は、次のとおりです。 ア 認知症対応型通所介護計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 市への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 カ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録			
4 3 電磁的記録等	① 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、正本、副本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 12 条第 1 項（第 59 条、第 59 条の 20、第 59 条の 20 の 3、第 59 条の 38、第 80 条、第 108 条、第 128 条、第 149 条、第 177 条、第 189 条及び第 202 条において準用する場合を含む。）、「サービスの提供の記録」第 115 条第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 155 条第 1 項（第 189 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っていますか。	はい・いいえ	条例第 203 条第 1 項 予防条例第 91 条第 1 項	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	【電磁的記録について】 ※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、電磁的記録により行うことができることとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		平 18-0331004 号 第 5 の 1	
	② 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法を用いる。）により行っていますか。	はい・いいえ	条例第 203 条第 2 項 予防条例 第 91 条第 2 項	
	【電磁的方法について】 ※ 利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。 (4) その他、電磁的方法により行うことができることとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。			
4 4 介護職員等による喀痰吸引等について	社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 2 及び 3、同法施行規則第 26 条の 2 及び 3 に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。	該当・非該当	社会福祉士及び 介護福祉士法 第 48 条の 2、3 同法施行規則 第 26 条の 2、3	
	※ 平成 24 年 4 月 1 日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりました。			
（以下、 該当事業者のみ記入してください。）	※ 制度の概要については、次の厚生労働省ホームページに掲載している、「喀痰吸引等のパンフレット」及び「喀痰吸引等の制度説明（概要）」を参照してください。		平成 23 年 11 月 11 日社援発第 1111 号 厚生労働省社会・援護局長通知	
	1 認定特定行為業務従事者について ① 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。 ② 認定特定行為従事者は何人いますか。（ 人）	はい・いいえ		
	2 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者について ① 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。 （介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。） 〔 業務開始年月日 平成・令和 年 月 日 〕	はい・いいえ		
	② 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 【登録している行為】該当するものに○をつける（たん吸引）口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内（経管栄養）胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養	はい・いいえ		
	3 たん吸引等の業務の実施状況について ① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。	はい・いいえ		
	② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	はい・いいえ		
	③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	はい・いいえ		
	④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会	はい・いいえ		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	への報告を行っていますか。			
	⑤ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	はい・いいえ		
	⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	はい・いいえ		
第 5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（共通）				
4 5 介護予防 認知症対 応型通所 介護の基 本取扱方 針	① 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	はい・いいえ	法第 115 条の 13 第 1 項 予防条例 第 41 条第 1 項	
	② 自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 41 条第 2 項	
	※ 提供された介護予防サービスについては、介護予防通所介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。		平 11 老企 25 第四の 三の 1 の (1) の ④	
	③ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 41 条第 3 項	
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 41 条第 4 項	
	※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように配慮してください。		平 11 老企 25 第四の三の 1 の (1) の ③	
	⑤ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 41 条第 5 項	
	※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。			
4 6 介護予防 認知症対 応型通所 介護の具 体的取扱 方針	① 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 1 号	
	② 管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 2 号	
	※ 介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防認知症対応型通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。		平 18-0331004 号 第 4 の三の 1 の (2) の ①	
	③ 既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内に沿って作成していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 3 号	
	④ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 4 号	
	⑤ 管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 5 号	
	※ 交付した介護予防通所介護計画は、2 年間保存しなければなりません。			
	⑥ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 6 号	
	⑦ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 7 号	
	⑧ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 8 号	
	⑨ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 9 号	
	⑩ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提要に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはいませんか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 10 号	
	⑪ 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 11 号	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	⑫ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 12 号	
	⑬ 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 13 号	
	⑭ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 14 号	
	⑮ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 42 条第 15 号	
	⑯ 介護予防支援事業者から介護予防認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を提出することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	平 18-0331004 号 第 4 の三の 1 の2)の	
	※ 介護予防支援の運営基準において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。			
第 6 変更の届出等（共通）				
47 変更の届出等	① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市長（高齢福祉課）に届け出ていますか。	はい・いいえ	法第 78 条の 5 第 1 項	・届出書類の控
	※ 変更が必要な事項等については、松本市ホームページにて必ず確認してください。		施行規則 第 131 条の 13 第 1 項	
	※ 「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項」とは、次の事項です。 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等 エ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要 オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程			
	② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。	はい・いいえ	法第 78 条の 5 第 2 項	
第 7 業務管理体制の整備（共通）				
48 法令遵守等の業務管理体制の整備	① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。	届出あり・届出なし 不明	法第 115 条の 32 第 1 項、第 2 項	
	届出先〔 松本市 ・ 長野県 ・ 厚生労働省 ・ その他（ ） 〕 （いずれかに○） 届出年月日〔 年 月 日〕 法令遵守責任者 氏名〔 〕			
	※ 全ての事業所が松本市内にある場合、届出先は松本市になります。 それ以外の場合は、松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について】で届出区分をご確認ください。			
	※ 届出の有無が不明の場合については、届出先となる所管庁に確認し、届出を行っていない場合は、速やかに届出を行ってください。 ※ 法令遵守責任者については、届出先となる所管庁に確認し、届出時から変更になっている場合は新たに届出を行ってください。			
	〔事業者が整備等する業務管理体制の内容〕			
	◎事業所等の数が 20 未満 ・ 整備届出事項：法令遵守責任者 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等	□	施行規則 第 140 条の 39	
	◎事業所等の数が 20 以上 100 未満 ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要	□		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類
	◎事業所等の数が１００以上 ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要	□		
	② 業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。	はい・いいえ		
	③ 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。	はい・いいえ		
	※ 具体的な取り組みを行っている場合は、次のア～カを○で囲み、カについては内容を記入してください。 ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。 ウ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。 エ 業務管理体制についての研修を実施している。 オ 法令遵守規程を整備している。 カ その他（ ）			
	④ 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ		
☆ 以降は、項目 48①で、届出先が松本市である事業所のみご回答ください。				
	⑤ 貴事業所（併設の施設等を含む）には、上記法令遵守責任者が出勤し、常駐していますか。	はい・いいえ		
→ ⑤が「はい」に該当した場合、上記法令遵守責任者が「業務管理体制自己点検表」を記入・作成し、本自己点検表等と合わせて実地指導までに、ご提出ください。 ※ 業務管理体制自己点検表は松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について→業務管理体制一般検査について→業務管理体制自己点検表】に掲載されています。 ※ 今年度、併設事業所等の実地指導の際に、既にご提出いただいている場合は、提出不要です。 → ⑤が「いいえ」に該当した場合、上記法令遵守責任者が常駐している事業所等の情報を記載してください。 該当事業所名 【 】 該当事業所住所 【 】 当該事業所連絡先 【 】				

各種委員会、研修、訓練等開催一覧

【認知症対応型通所介護】

基準項目			
業務継続計画	計画の策定	あり・なし	
	研修実施日 (直近 1 回分を記載)		
	訓練実施日 (直近 1 回分を記載)		
感染対策	指針の整備	あり・なし	
	委員会開催日 (直近 2 回分を記載)		
	研修実施日 (直近 1 回分を記載)		
	訓練実施日 (直近 1 回分を記載)		
虐待防止	指針の整備	あり・なし	
	委員会開催日		
	研修実施日 (直近 1 回分を記載)		
	担当者氏名		